

改正	平成18年12月28日規則第127号	平成19年3月30日規則第57号
	平成21年3月31日規則第24号	平成21年12月25日規則第98号
	平成22年3月30日規則第47号	平成22年12月28日規則第112号
	平成25年3月1日規則第21号	平成26年3月25日規則第25号
	平成29年3月31日規則第26号	令和元年6月25日規則第15号
	令和元年9月27日規則第37号	令和2年3月31日規則第37号
	令和3年3月30日規則第40号	令和3年7月30日規則第62号
	令和3年12月24日規則第96号	令和4年3月18日規則第19号
	令和5年3月10日規則第14号	令和6年4月30日規則第47号
	令和7年3月28日規則第40号	

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の施行については、法令その他特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

（事務の委任）

第2条 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（以下「条例」という。）第9条第3項及び第4項の規定に基づく使用料及び手数料の減免に関する事務（同条第1項に規定する指定管理施設（以下「指定管理施設」という。）に係るものを除く。）は、条例第2条第1項に規定する支援施設（以下「支援施設」という。）のうち指定管理施設以外の施設の長（以下「園長」という。）に委任する。

一部改正〔平成18年規則127号・29年26号〕

（定員）

第3条 支援施設の入園定員は、次のとおりとする。

名称	入園定員
神奈川県立中井やまゆり園	140人
芹が谷やまゆり園	66人
津久井やまゆり園	66人
さがみ緑風園	40人
愛名やまゆり園	120人
厚木精華園	112人

一部改正〔平成21年規則24号・22年112号・29年26号・令和2年37号・3年40号・62号・4年19号・6年47号〕

（指定管理者指定申請書）

第4条 条例第4条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

（指定管理者の公募の公告）

第5条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 指定管理者を公募する支援施設の名称及び指定の期間
- （2） 指定管理者の指定の基準
- （3） 申請書の受付期間及び受付場所
- （4） 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- （5） その他必要な事項

一部改正〔令和5年規則14号〕

(指定管理者の指定の基準)

第6条 条例第5条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。
- (2) 申請者（申請者が複数の法人により構成されている団体である場合にあっては、その団体を構成している法人のいずれか）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設を良好に経営した実績を有していること。
- (3) 申請者である法人その他の団体の役員等が、指定管理施設の経営について熱意と識見を有していること。
- (4) 県立の支援施設としての役割を適切に担えること。

一部改正〔平成21年規則98号・令和3年96号〕

(障害福祉サービスに係る使用料の免除)

第7条 園長は、災害等不時の事故により生活が困難な状態にある者に対しては、条例第9条第1項に規定する使用料のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する特定費用に係る使用料を免除することができる。

全部改正〔平成19年規則57号〕、一部改正〔平成25年規則21号〕

(要保護者等の診療等に係る使用料及び手数料の減免)

第8条 知事又は園長は、次に掲げる者に対しては、条例第9条第2項に規定する使用料及び手数料（以下「診療等に係る使用料及び手数料」という。）を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 災害等不時の事故により生活が困難な状態にある者
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の適用に関して診断書等の交付を申請する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事又は園長が特に免除の必要があると認める者

2 知事又は園長は、次の表の左欄に掲げる者に対しては、診療等に係る使用料及び手数料について、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料又は手数料を減額することができる。

対象者	区分	減額する額
前年において所得税を賦課されていない者	神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）別表第1診療の項に規定する診療（同項金額の欄のただし書に規定する診療を除く。以下「保険診療」という。）に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の範囲内で園長が定める額
	保険診療に係る使用料以外の診療等に係る使用料及び手数料	当該使用料又は手数料の額の110分の50の額の範囲内で知事又は園長が定める額に、当該使用料又は手数料の額の110分の10の額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
国民年金法又は児童扶養手当法の適用に関して診療を受ける者	保険診療に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	保険診療に係る使用料以外の診療等に係る使用料	当該使用料の額の110分の60の額（その額に10円未満の端数が

		あるときは、これを切り捨てた額)
以上に掲げる者のほか、知事又は園長が特に減額の必要があると認める者	保険診療に係る使用料	園長が定める額
	保険診療に係る使用料以外の診療等に係る使用料及び手数料	知事又は園長が定める額

一部改正〔平成18年規則127号・21年98号・22年47号・26年25号・令和元年37号〕

(要保護者等の使用料及び手数料の減免申請)

第9条 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料（手数料）減額（免除）申請書（第2号様式）を知事又は園長に提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則127号〕

(要保護者等の使用料及び手数料の減免承認等の通知)

第10条 知事又は園長は、前条の規定による申請のあった場合において、その減免を承認するときは使用料（手数料）減額（免除）承認通知書（第3号様式）により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成18年規則127号〕

(死亡その他の事情による使用料及び手数料の免除)

第11条 知事又は園長は、次に掲げる事情により条例第9条第2項に規定する使用料又は手数料を納付することができる見込みがないと認めるときは、当該使用料又は手数料を免除することができる。

(1) 納付すべき者が死亡し、当該使用料又は手数料に係る債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。

(2) 納付すべき者の所在が不明であり、かつ、当該使用料又は手数料に係る債権につき消滅時効が完成していること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により納付すべき者が当該使用料又は手数料に係る債権につきその責任を免れたこと。

追加〔平成18年規則127号〕

(実施細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、支援施設（指定管理施設を除く。以下同じ。）の管理に関し必要な事項は、園長が定める。

一部改正〔平成18年規則127号〕

附 則

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 神奈川県立の知的障害者援護施設に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第32号）

(2) 神奈川県立さがみ緑風園条例施行規則（昭和42年神奈川県規則第94号）

3 この規則の施行の日から支援施設が障害者自立支援法第29条第1項の規定による知事の指定を受ける日の前日までの間においては、当該支援施設の同法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援に係る使用料については、第7条の表当該年度（これにより難いと園長が認める場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税の世帯に属する者のうち、特に生計困難であるとして園長が定める者の項中「第29条第3項」とあるのは「附則第21条第2項」と、「指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）」とあるのは「指定旧法施設支援（以下「指定旧法施設支援」という。）」と、「同項」とあるのは「法第29条第1項」と、「指定障害福祉サービスに要した費用」とあるのは「指定旧法施設支援に要した費用」と読み替えて、この規定を適用する。

附 則（平成18年12月28日規則第127号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第57号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前の障害福祉サービスの利用に係る使用料の減額については、改正後の第7

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第47号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年12月28日規則第112号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 1 日規則第21号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日規則第25号）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前の神奈川県立の障害者支援施設の利用又は事務（この規則の施行の際現に交付の申請を受理している診断書等に係る事務を含む。）に係る使用料又は手数料の減額については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日規則第26号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月27日規則第37号）

1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前の神奈川県立の障害者支援施設の診療等に係る使用料若しくは手数料又はこの規則の施行の際現に診断書等の交付の申請を受理しているものに係る手数料の減額については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第37号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第40号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月30日規則第62号）

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年12月24日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月18日規則第19号）

この規則中第 1 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月30日規則第47号）

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月28日規則第40号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

一部改正〔令和元年規則15号〕

第 2 号様式

（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

一部改正〔令和元年規則15号〕

第 3 号様式

（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

一部改正〔令和元年規則15号〕